

# 一般事業主行動計画

ながみね農業協同組合

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて働き方を見直し、職員全員が働きやすいと思える環境を整え、また、個々の能力を十分に発揮できるよう、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

## 2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得の促進を行う。

対策 令和3年4月～

- (1) 男性の育児休業取得を周知するため、所属長より該当者へ育児休業取得の啓発・促進を行う。

目標2 所定外労働時間の1割削減に向け、取り組む。

対策 令和3年4月～

- (1) 部署毎に所定外労働時間の確認と管理を行い、年間を通じての削減のための対応をすすめる。
- (2) 「ノー残業デイ」周知及び徹底を行う。

目標3 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

対策 令和3年4月～

- (1) 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- (2) 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- (3) 所属長より年次有給休暇の取得の啓発・促進を行う。